

関生園 短期入所生活介護施設 利用料金表

令和6年4月1日より

	単価	負担段階	サービス提供体制加算 I	夜間職員配置加算 IV	居住費	食費	合計金額 (1割負担)	合計金額 (2割負担)	合計金額 (3割負担)
要介護1	704	第1段階	22	20	820	300	1,866	2,612	3,358
		第2段階			820	600	2,166	2,912	3,658
		第3段階①			1,310	1,000	3,056	3,802	4,548
		第3段階②			1,310	1,300	3,356	4,102	4,848
		第4段階			2,006	1,445	4,197	4,943	5,689
要介護2	772	第1段階	22	20	820	300	1,934	2,748	3,562
		第2段階			820	600	2,234	3,048	3,862
		第3段階①			1,310	1,000	3,124	3,938	4,752
		第3段階②			1,310	1,300	3,424	4,238	5,052
		第4段階			2,006	1,445	4,265	5,079	5,893
要介護3	847	第1段階	22	20	820	300	2,009	2,898	3,787
		第2段階			820	600	2,309	3,198	4,087
		第3段階①			1,310	1,000	3,199	4,088	4,977
		第3段階②			1,310	1,300	3,499	4,388	5,277
		第4段階			2,006	1,445	4,340	5,229	6,118
要介護4	918	第1段階	22	20	820	300	2,080	3,040	4,000
		第2段階			820	600	2,380	3,340	4,300
		第3段階①			1,310	1,000	3,270	4,230	5,190
		第3段階②			1,310	1,300	3,570	4,530	5,490
		第4段階			2,006	1,445	4,411	5,371	6,331
要介護5	987	第1段階	22	20	820	300	2,149	3,178	4,207
		第2段階			820	600	2,449	3,478	4,507
		第3段階①			1,310	1,000	3,339	4,368	5,397
		第3段階②			1,310	1,300	3,639	4,668	5,697
		第4段階			2,006	1,445	4,480	5,509	6,538

〈負担軽減〉

- 第1段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身1000万以下、夫婦2000万以下の老齢福祉年金受給者または生活保護受給者。
- 第2段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身650万以下、夫婦1650万以下の前年合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方。
- 第3段階①：住民税非課税世帯で預貯金等が単身550万以下、夫婦1550万以下の前年合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方。
- 第3段階②：住民税非課税世帯で預貯金等が単身500万以下、夫婦1500万以下の前年合計所得金額+年金収入額が120万円超の方。
- 第4段階：住民税課税世帯の方。

〈所得による負担割合〉

- 本人が65歳以上で住民税非課税、又は住民税課税で本人の合計所得金額が160万円未満の方と64歳未満の方は1割負担となります。
- 本人が65歳以上で住民税課税、合計所得金額が160万円以上220万未満で年金その他合計所得金額が単身280万以上、又は65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円以上は2割負担、本人の合計所得金額が220万円以上で年金その他合計所得金額が単身340万以上または65歳以上の方が2人以上いる世帯で463万円以上の方は3割負担になります。

〈別途料金〉※2割～3割負担の方は下記加算の2～3倍の金額となります。

- 送迎費片道：184円。※一関市、平泉町地域で時間帯は9:00～17:00
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ：介護保険利用単位数に8.3%を乗じた額が加算されます。①
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ：介護保険利用単位数に2.7%を乗じた額が加算されます。②
- 介護職員等ベースアップ等支援加算：介護保険利用単位数に1.6%を乗じた額が加算されます。③
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ：令和6年6月1日より①～③が一本化され、介護保険利用単位数に14.0%を乗じた額が加算されます。
- 食費は、朝食400円 昼食545円 夕食500円 の利用予定分がかかります（第4段階の方）。
- その他について、別途料金がかかる場合は契約時に説明致します。

関生園 短期入所生活介護施設 利用料金表

令和6年8月1日より

	単価	負担段階	サービス提供体制加算 I	夜間職員配置加算 IV	居住費	食費	合計金額 (1割負担)	合計金額 (2割負担)	合計金額 (3割負担)
要介護1	704	第1段階	22	20	880	300	1,926	2,672	3,418
		第2段階			880	600	2,226	2,972	3,718
		第3段階①			1,370	1,000	3,116	3,862	4,608
		第3段階②			1,370	1,300	3,416	4,162	4,908
		第4段階			2,066	1,445	4,257	5,003	5,749
要介護2	772	第1段階	22	20	880	300	1,994	2,808	3,622
		第2段階			880	600	2,294	3,108	3,922
		第3段階①			1,370	1,000	3,184	3,998	4,812
		第3段階②			1,370	1,300	3,484	4,298	5,112
		第4段階			2,066	1,445	4,325	5,139	5,953
要介護3	847	第1段階	22	20	880	300	2,069	2,958	3,847
		第2段階			880	600	2,369	3,258	4,147
		第3段階①			1,370	1,000	3,259	4,148	5,037
		第3段階②			1,370	1,300	3,559	4,448	5,337
		第4段階			2,066	1,445	4,400	5,289	6,178
要介護4	918	第1段階	22	20	880	300	2,140	3,100	4,060
		第2段階			880	600	2,440	3,400	4,360
		第3段階①			1,370	1,000	3,330	4,290	5,250
		第3段階②			1,370	1,300	3,630	4,590	5,550
		第4段階			2,066	1,445	4,471	5,431	6,391
要介護5	987	第1段階	22	20	880	300	2,209	3,238	4,267
		第2段階			880	600	2,509	3,538	4,567
		第3段階①			1,370	1,000	3,399	4,428	5,457
		第3段階②			1,370	1,300	3,699	4,728	5,757
		第4段階			2,066	1,445	4,540	5,569	6,598

〈負担軽減〉

- ・第1段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身1000万以下、夫婦2000万以下の老齢福祉年金受給者または生活保護受給者。
- ・第2段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身650万以下、夫婦1650万以下の前年合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方。
- ・第3段階①：住民税非課税世帯で預貯金等が単身550万以下、夫婦1550万以下の前年合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方。
- ・第3段階②：住民税非課税世帯で預貯金等が単身500万以下、夫婦1500万以下の前年合計所得金額+年金収入額が120万円超の方。
- ・第4段階：住民税課税世帯の方。

〈所得による負担割合〉

- ・本人が65歳以上で住民税非課税、又は住民税課税で本人の合計所得金額が160万円未満の方と64歳未満の方は1割負担となります。
- ・本人が65歳以上で住民税課税、合計所得金額が160万円以上220万未満で年金その他合計所得金額が単身280万以上、又は65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円以上は2割負担、本人の合計所得金額が220万円以上で年金その他合計所得金額が単身340万円以上または65歳以上の方が2人以上いる世帯で463万円以上の方は3割負担になります。

〈別途料金〉※2割～3割負担の方は下記加算の2～3倍の金額となります。

- ・送迎費片道：184円。※一関市、平泉町地域で時間帯は9:00～17:00
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ：介護保険利用単位数に8.3%を乗じた額が加算されます。①
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ：介護保険利用単位数に2.7%を乗じた額が加算されます。②
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算：介護保険利用単位数に1.6%を乗じた額が加算されます。③
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ：令和6年6月1日より①～③が一本化され、介護保険利用単位数に14.0%を乗じた額が加算されます。
- ・食費は、朝食400円 昼食545円 夕食500円の利用予定分がかかります（第4段階の方）。
- ・その他について、別途料金がかかる場合は契約時に説明致します。